

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

市長及びその執行機関（以下「市」という。）は、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下「住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、住民等の保護に関する基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

1 計画作成に当たっての基本的考え方

市は、以下の基本的考え方のもと、豊岡市国民保護計画（以下「市保護計画」という。）を作成する。

(1) 市保護計画の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあって初めて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

(2) 住民等の保護の確立

この計画は、市が、住民等の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、住民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から住民等を保護するための活動を行い、もって有事における国民の安全と安心を確立するために作成するものである。

(3) 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。このため市においても、国際平和を願い国際交流などを展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、住民等の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

(4) 平成16(2004)年台風23号、北但大震災、阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、住民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど平成16(2004)年台風23号、北但大震災、阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、豊岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との整合を図るよう努める。

2 計画の目的

市保護計画は、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

3 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】（法16）

- ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- エ 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置
- オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

4 計画に定める事項（法35）

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市保護計画に定める事項】

- ア 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する保護措置に関する事項
- ウ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

5 計画の対象

市保護計画においては、住民等を保護の対象とする。

6 計画の構成

市保護計画は、以下の各編より構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

7 計画の見直し、変更

(1) 計画の見直し (法35)

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続 (法39)

市保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、市協議会に諮問の上、知事に協議し、その意見を得た後に市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

【軽微な変更】（令5）

- ア 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- イ 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ウ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について保護措置に関する基本方針として定める。

1 住民の基本的人権の尊重 (法5)

市は、保護措置の実施に当たっては、住民の自由と権利を最大限に尊重することとし、住民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 住民の権利利益の迅速な救済 (法6)

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民等に対する情報提供 (法8)

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 住民等の協力 (法4)

(1) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないように配慮する。

また、市は、避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう平素から消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(2) 企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策の取組に対する支援に努める。

6 指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮 (法7)

市は、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する保護措置については、放送

の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (法9)

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保 (法22)

市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画の活用

市保護計画は、基本指針において想定されている武力攻撃事態等に対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている豊岡市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害に対処するものである。

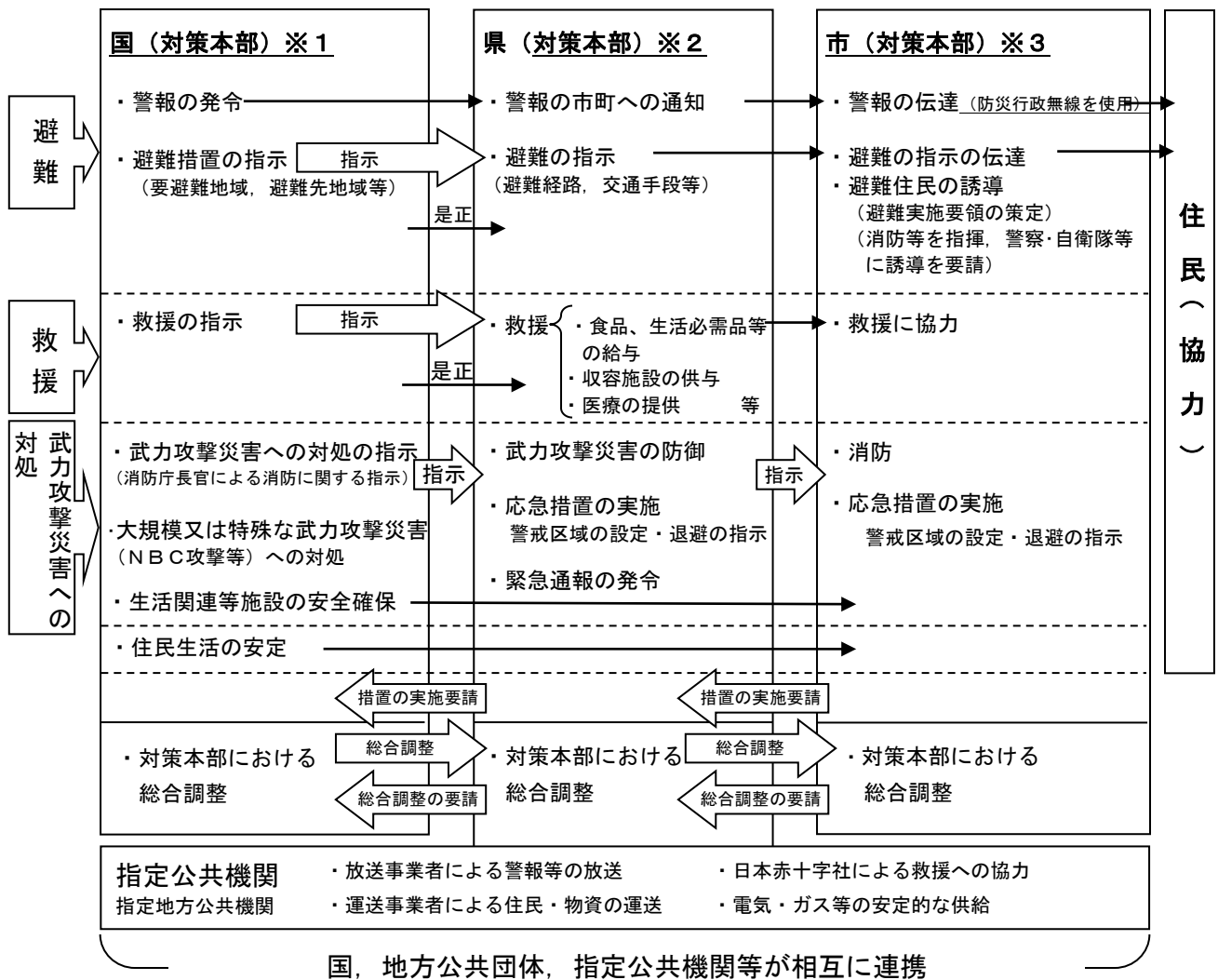
このように市保護計画と市地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等については共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割等を示す。

【保護措置の全体の仕組み】



※1 国 (対策本部) …国が設置する国民保護対策本部

※2 県 (対策本部) …兵庫県が設置する国民保護対策本部

※3 市 (対策本部) …豊岡市が設置する国民保護対策本部

1 関係機関の事務又は業務の大綱

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県保護計画の作成 2 県協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象、地象及び水象の観測並びに予報、警報等の防災気象情報の発表及び伝達
第八管区海上保安本部 (香住海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
	(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ア 国内旅客船事業者	(指定公共機関) (株)フェリーさんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) (株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株)
イ バス事業者	(指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株)

(指定地方公共機関) 淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱	
機関の名称	事務又は業務の大綱
ウ 航空事業者 (指定公共機関) ㈱AIRDO、㈱ソラシドエア、㈱日本航空、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ (指定地方公共機関) 日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱	
エ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、神戸電鉄㈱、 (一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、WILLER TRAINS㈱、 能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲山観光㈱	
オ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運㈱	
カ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱、 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会	
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
(指定公共機関) 西日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDD I ㈱、ソフトバンク㈱、㈱NTTドコモ	
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給
(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給
(指定公共機関) 豊岡エネルギー㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会	
[郵便事業を営む者]	1 郵便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
(指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会	
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理
(指定公共機関) (独)水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、資料編に記載するとともに、随時最新の情報へ更新するよ

う留意する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認する。

1 地形

豊岡市は、平成17年4月1日、兵庫県の北東部に位置する北但1市5町（豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併して発足した自治体で北は日本海、東は京都府、西は美方郡香美町、南を養父市、朝来市に接する。

豊岡市域は、東西40km、南北32kmに渡り、総面積は697.55km²、兵庫県で最大の面積を有する。

豊岡市域は、大きく分けて円山川と竹野川の2つの水系からなり、竹野地域は竹野川水系及び須井川水系に属し、それ以外の地域は円山川水系に属する。

豊岡市は、最高峰である蘇武岳（1,074m）をはじめとする400～500mの山地に取り囲まれ、平野は円山川とその支川（奈佐川、稲葉川、出石川、太田川）及び竹野川沿いに発達している。

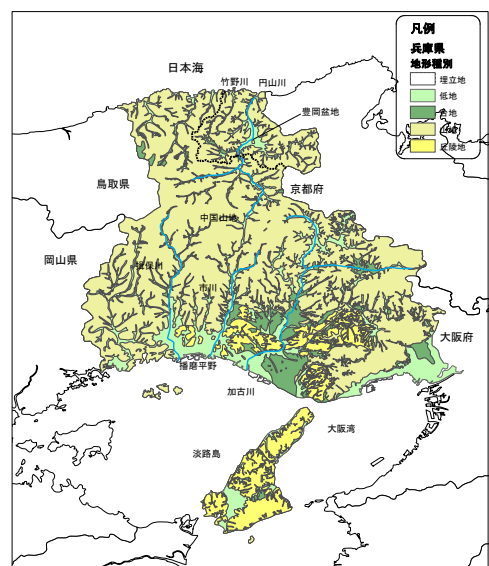
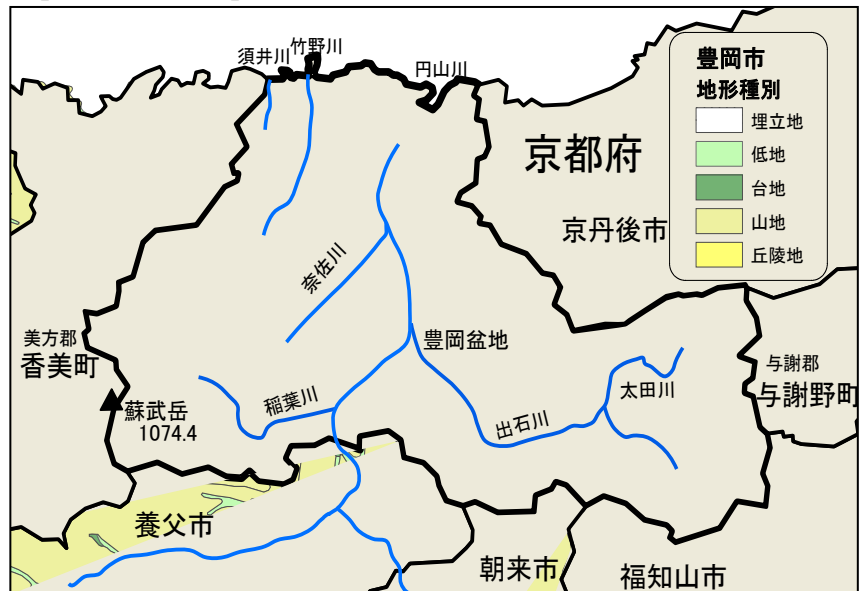
豊岡市のほぼ中央を流れ日本海に注ぐ円山川は、その源を兵庫県朝来市生野町に発する流域面積1,300km²、幹川流路延長68kmで、河川沿いに広大な平野（豊岡盆地等）を形成している。円山川の下流部は低平地で勾配が1万分の1程度しかないため、満潮時には河口から約16km上流の出石川合流付近まで海水が侵入し、洪水時には内水被害が生じやすい地形になっている。

竹野川流域は概して急峻な地形であり、平坦部は竹野川沿いに分布し特に河口部に集中している。竹野川流域の平野面積は円山川流域に比べるとわずかである。

2 気候

豊岡市の気候は日本海型のうち、北陸・山陰型の気候区分に属し、冬季の季節風による降雪と7月から10月にかけての降雨が多い。沿岸部が海洋性気候であるのに対し、豊岡盆地に

【豊岡市の地形】

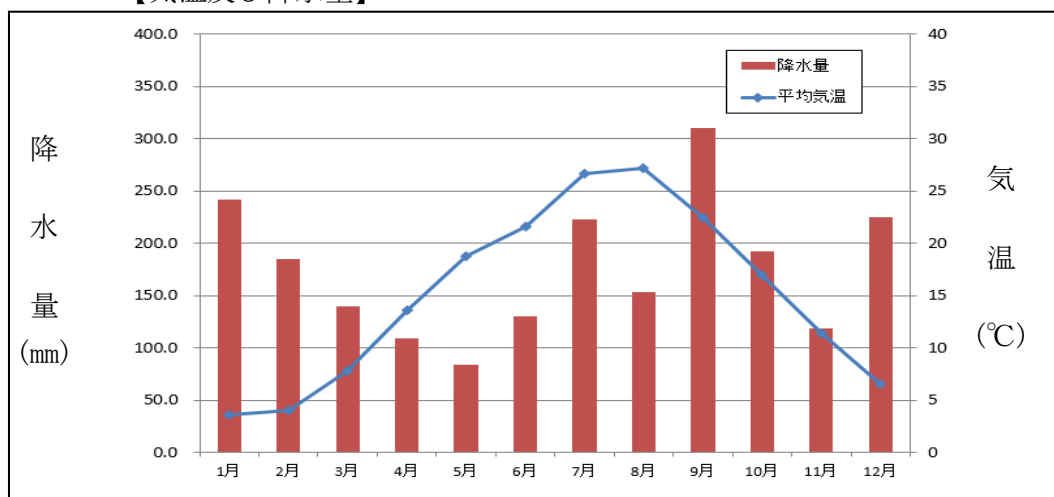


(国土調査による1/500,000土地分類基本調査(地形分類図)より作成。)

位置する市街地では熱しやすく冷えやすい盆地性気候で、特に年間を通じて霧の発生が顕著である。また、暖候期には南よりの風によるフェーン現象が加わり、異常な高温となることがある。

豊岡特別地域気象観測所での観測データによると、気象は年間平均気温14.3℃、最高気温の平均値19.7℃、最低気温の平均値10.2℃、降雨量約2,027mm、冬季の降雪量312cmである(いずれも1981年～2010年平均値)。月降水量が多いのは冬季であるが、それ以外に台風期である9月も2014年～2018年の平均が309mmと多い。また、年間降雨量は2014年2002.0mm、2015年2017.5mm、2016年2072.5mm、2017年2524.5mm、2018年2317.5mmと推移している。

【気温及び降水量】



(豊岡特別地域気象観測所での観測月別の降水量及び気温データ (2014年～2018年の平均値))

3 人口分布

(1) 豊岡市の人口

2015年の国勢調査結果によると、豊岡市の人口は82,250人、世帯数は30,189世帯で、2010年に比べて人口は3,342人(3.9%)減少している。

人口分布は、豊岡地域が全体の53%、城崎地域が同4%、竹野地域が同6%、日高地域が同20%、出石地域が同12%、但東地域が同5%で、豊岡地域が過半数を占める。また、人口密度は117.9人/km²である。

【豊岡市の人口】

(単位：人)

	世帯数	総数	男	女
豊岡地域	16,548	43,375	20,992	22,383
城崎地域	1,410	3,519	1,623	1,896
竹野地域	1,530	4,496	2,134	2,362
日高地域	5,774	16,609	7,968	8,641
出石地域	3,388	9,996	4,753	5,243
但東地域	1,539	4,255	2,024	2,231
合計	30,189	82,250	39,494	42,756

(2015年国勢調査結果)

(2) 年齢別人口

豊岡市全体の年齢別の構成比率は、6歳以下の小学校修学前児童が、全体の6%、7歳以上14歳以下の義務教育終了前児童が全体の7%を占め、65歳以上の高齢者が全体の32%を占める。

【年齢別人口】

年齢(歳)	男	女	総数	構成比率
0～6歳	2,347	2,247	4,594	5.58%
7～14歳	3,102	2,924	6,026	7.33%
15～64歳	22,770	22,511	45,281	55.05%
65歳以上	11,052	14,931	25,983	31.59%
75歳以上	3,717	5,213	8,930	10.86%
85歳以上	1,534	3,444	4,978	6.05%
不詳	223	143	366	0.45%
合計	39,494	42,756	82,250	100.00%

(2015年国勢調査結果)

(3) 昼夜間人口

本市の昼間人口を2015年の国勢調査から見ると、市全体で101.9と、ほぼ昼間・夜間人口が等しくなっている。

【昼夜間人口】

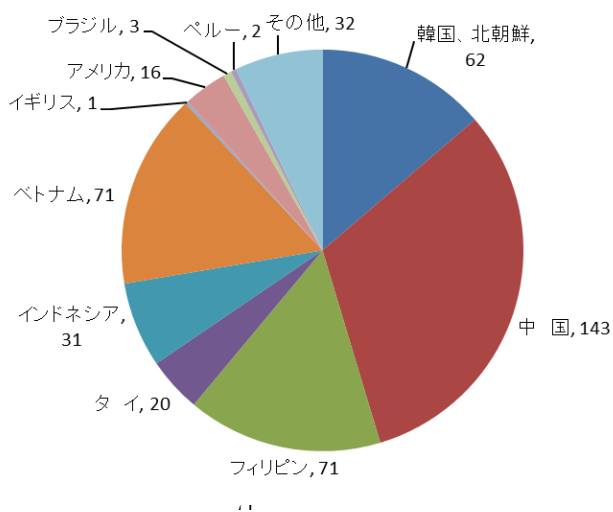
夜間人口 (A)	流入人口 (B)	流出人口 (C)	昼間人口 (D)	昼間人口率(%) (D) / (A) ×100
82,250	5,745	4,161	83,834	101.9

(2015年国勢調査結果)

(4) 外国人人口

国籍別に外国人を分類した場合、中国、フィリピン、ベトナム等アジア諸国の人が全外国人の約9割を占める。【豊岡市における国籍別の外国人人口】

地域	人数
韓国、北朝鮮	62
中国	143
フィリピン	71
タイ	20
インドネシア	31
ベトナム	71
イギリス	1
アメリカ	16
ブラジル	3
ペルー	2
その他	32
総数	452



(2015年国勢調査結果)

(5) 観光入込客

本市は、国の特別天然記念物のコウノトリ、城崎温泉、竹野浜海水浴場、神鍋スキー場、出石城下町、シルク温泉など多くの観光資源を有し、四季を通じて多くの観光客の入り込みがある。

単位：千人

		2018年度							
		豊岡	城崎	竹野	日高	出石	但東	計	
形態別入込客数	総入込客数	968	858	569	700	494	245	3,834	
	四季別	日帰り客数	833	257	466	441	490	235	2,722
		宿泊客数	135	601	103	259	4	10	1,112
	第1四半期 (4～6月)	258	171	64	206	103	85	887	
	第2四半期 (7～9月)	286	184	427	169	91	51	1,208	
	第3四半期 (10～12月)	239	237	45	198	158	54	930	
	第4四半期 (1～3月)	185	268	34	126	141	56	809	

(総入込客数：2018年度兵庫県観光動態調査より)
(宿泊客数：2018年度兵庫県観光動態調査から推計)
※端数処理により、内訳と計が一致しないことがあります。

4 鉄道・バスの状況

豊岡市には西日本旅客鉄道山陰線（以下「JR山陰線」という。）、京都丹後鉄道宮豊線の2つの鉄道路線がある。JR山陰線は和田山方面から円山川沿いに北上し豊岡市中心部を通過したあと城崎地域を経て香美町から鳥取方面に至る。豊岡市域ではJR山陰線は単線である。

京都丹後鉄道宮豊線は、豊岡から京都府の宮津を経て舞鶴に至る。路線は単線で、円山川を東に渡ってからは山地を縫うように走り、県境の馬地トンネルを経て京丹後市方面に抜けている。

また、市内には、兵庫県但馬地域唯一のバス事業者である全但バスが運行している。

【市内を走行する鉄道及びバスの状況】

事業者名	路線名	市内にある駅
JR	山陰線	江原駅 - 国府駅 - 豊岡駅 - 玄武洞駅 - 城崎温泉駅 - 竹野駅
京都丹後鉄道	宮豊線	豊岡駅 - コウノトリの郷駅
全但バス	-	-

【豊岡市の鉄道及び空港】



5 道路の状況

豊岡市は兵庫県北部の交通の要衝に位置し、中心部を南北に縦断する国道312号と主要地方道豊岡瀬戸線（県道3号）、北部を東西に横断する国道178号、南部を東西に横断する国道482号と国道426号を軸に道路網が形成されており、国道312号、国道178号、主要地方道豊岡瀬戸線（県道3号）は豊岡市の中心部で、国道312号、国道482号、国道426号は豊岡市の南部でそれぞれ接続している。

国道178号、国道482号、国道426号は、香美町方面、京都方面ともに境界付近がトンネル区間となる。また、国道312号は円山川の左岸沿いを走り、養父市境界付近にトンネル区間があるが、バイパス道路が併走している。

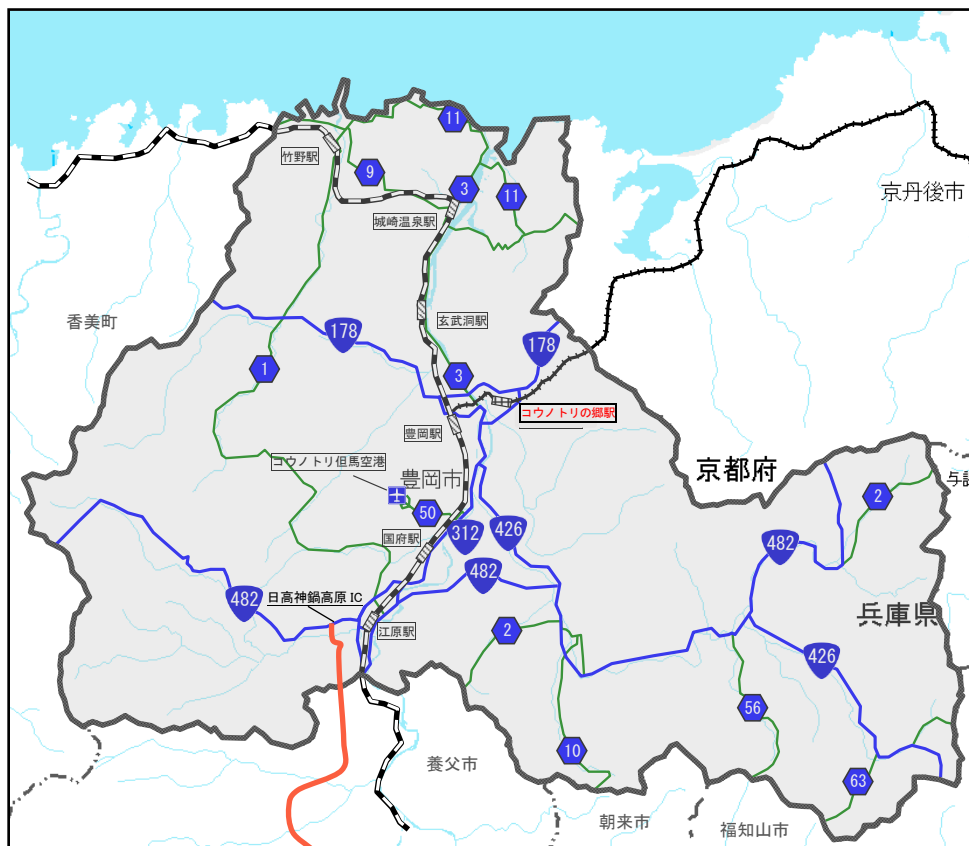
主要地方道豊岡瀬戸線（県道3号）は円山川左岸沿いに山地斜面の下を走るが斜面と県道との間にはJR（山陰線）が併走しており、道路が斜面下直近を通過する区間は桃島～瀬戸間の1km程度に限られる。また、円山川右岸には一般県道も走っている。

自動車専用道路である北近畿豊岡自動車道（国道483号）は、豊岡北IC（調査中）から円山川左岸側を通り舞鶴若狭自動車道の春日ICを結ぶ予定の延長約70kmの高規格幹線道路であり、但馬地方の地域振興を支える道路となり、朝来市和田山町の和田山ICでは播但連絡道と接続している。2017年3月に春日ICから日高神鍋高原IC間が開通している。

なお、県の緊急輸送ネットワーク路線には、国道178号、国道312号、国道426号、国道482

号、主要地方道宮津養父線(県道2号)、主要地方道豊岡瀬戸線(県道3号)、主要地方道香美久美浜線(県道11号)のほか、国道178号から竹野地域方面を結ぶ主要地方道日高竹野線(県道1号)と、国道312号からコウノトリ但馬空港を結ぶ主要地方道但馬空港線(県道50号)が指定されている。

【豊岡市の主要な道路】



6 空港の状況

コウノトリ但馬空港は平成6(1994)年に開港した1200m滑走路を有する兵庫県管理の民間機専用空港である。豊岡市街地から約4km南西の標高200mの山地を拓いて建設され、2019年現在、大阪国際空港へ1日往復2便が運航されている。また、県の広域防災拠点があり、緊急物資等が整備されている。

7 港湾・漁港の状況

港湾は、円山川河口の津居山湾に津居山港、竹野川河口の竹野湾に竹野港があり、地方港湾として県が管理している。また、津居山港は、緊急輸送ネットワークの海上アクセス拠点に指定されている。

漁港は、津居山湾に田結漁港、竹野に田久日漁港、宇日漁港、切浜漁港、須井漁港の計5つがあり、いずれも第1種漁港として豊岡市が管理している。

【豊岡市の港湾及び漁港】



8 自衛隊施設の状況

豊岡市内には、自衛隊兵庫地方協力本部豊岡出張所が所在している。

第5章 計画が対象とする事態

市保護計画が対象とする事態について定める。

市保護計画においては、県保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的・社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も県及び国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら研究・検討していく。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

① 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

② 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

なお、県保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

ア 着上陸侵攻

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

ウ 弾道ミサイル攻撃

エ 航空攻撃

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、県保護計画においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特徴、留意点
着上陸侵攻	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、武力攻撃事態等対策本部長（以下「国対策本部長」という。）の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する注意が必要である。 海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 NBC兵器（核兵器、生物剤又は化学剤を用いた兵器）やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の種類	特徴、留意点
弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 警報と同時に建物（できれば頑丈な建物）の中や地下（地下街等の地下施設）へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等（Nuclear）又は生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特徴、留意点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。
------	---

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

- ① 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態
- ② 当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）

これらの事態のうち、国家として緊急に対処することが必要なものを緊急処理事態という。

なお、県保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

(2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

①攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

②攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害が発生(施設の規模によって被害の大きさが変化) ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障